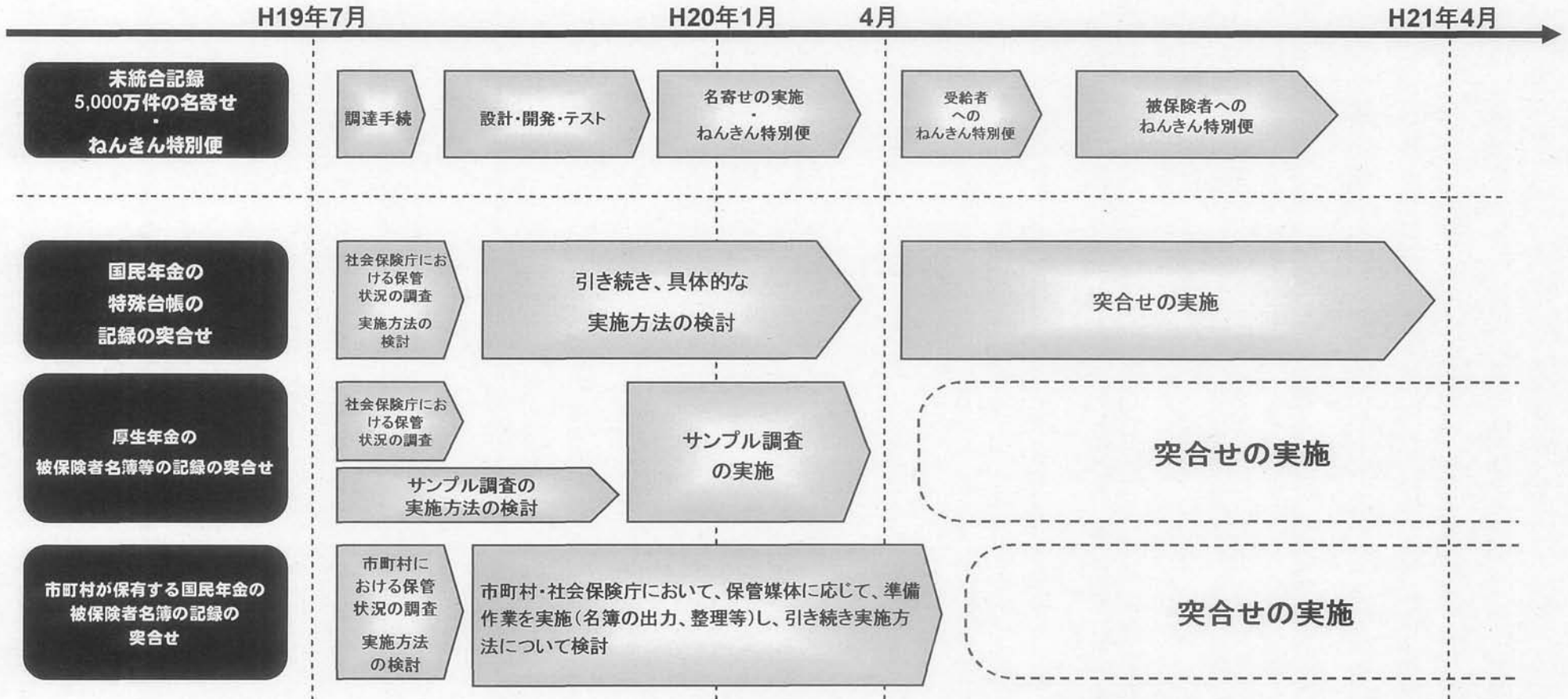


コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて

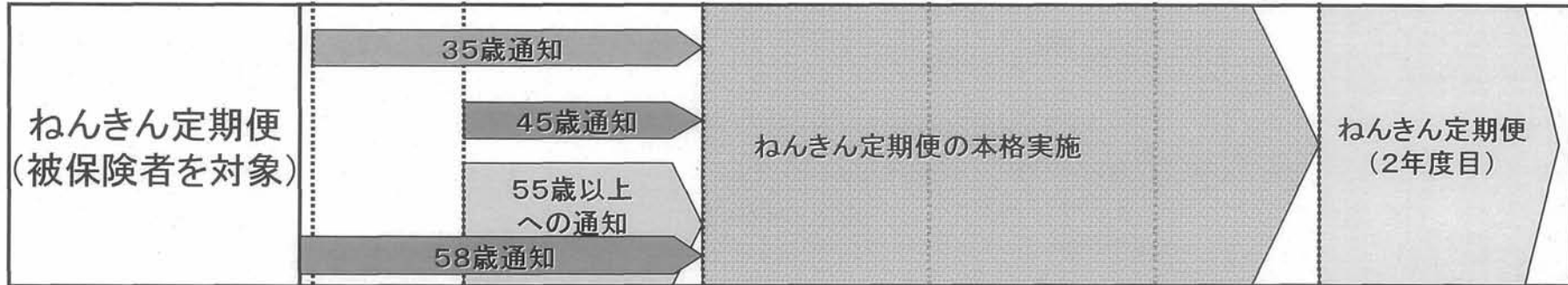


「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係

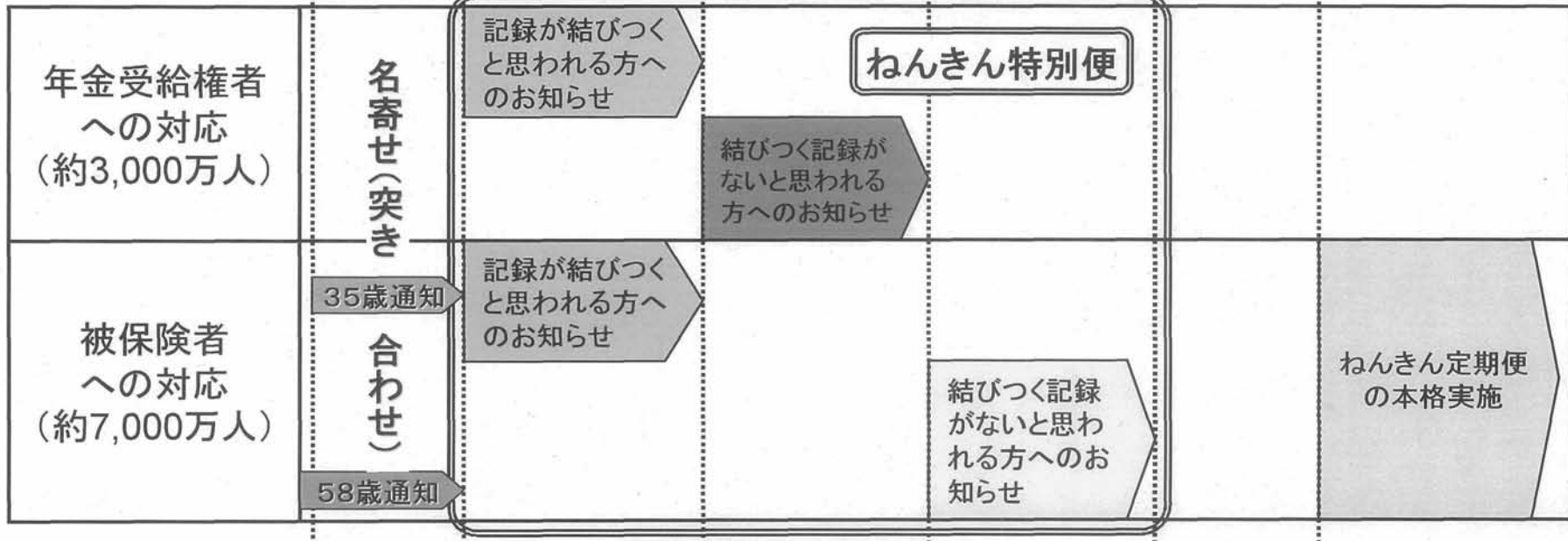
実施スケジュール

従来のスケジュール

H19.3 H19.12 H20.4 H20.6 H20.11 H21.4



見直し後のスケジュール



年金時効特例法案の概要

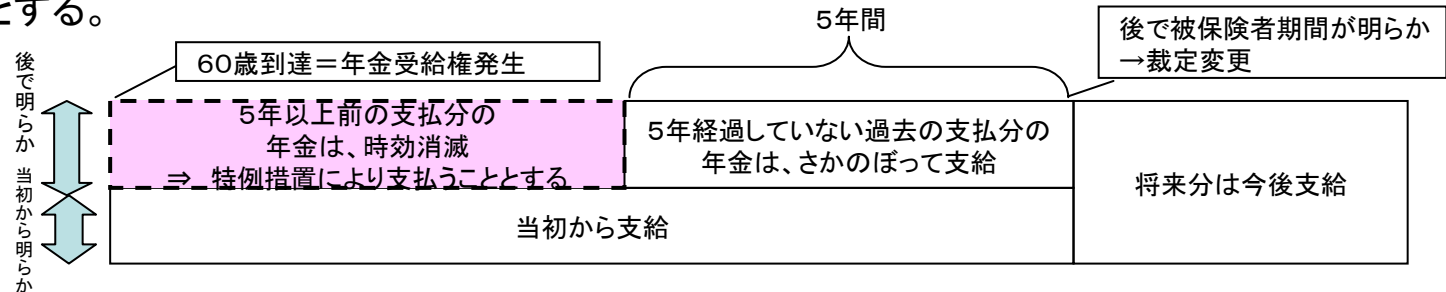
1. 時効に関する特例措置

(現在の取扱い)

年金の支払いを受ける権利は、2か月に1度の各支払月から5年経過すると、時効により順次自動的に消滅。このため、当初明らかでなかった年金記録が5年経過後に明らかとなった場合、この記録に基づく年金の増額分のうち5年以上前の支払分については、自動的に時効消滅し、受給できない。

(1) 既に年金を受給している方などに関する措置

- 既に年金を受給している方・受給するはずだった方(未支給のまま死亡した場合の遺族を含む)について、その方の記録が訂正され、年金が増額された場合、その時点で5年の消滅時効が完成していた部分についても支払うものとする。



(2) 今後年金を受給する方に関する措置

- 「ねんきん定期便」による確認呼びかけ等により、現役中から年金記録を適正なものとする。
- その上で、今後年金を受給する方の年金支給についても、(1)と同様、5年以上前の支払い分の年金が自動的に時効消滅しないよう法律上手当する。
* 5年以上前の支払分の年金について自動的に時効消滅することとしている会計法の適用除外措置を講じる

(注) 上記措置により支給されることとなる基礎年金に係る国庫負担割合等について所要の規定の整備を行う。

2. 正確な年金記録の整備の責務

- 「政府は、年金個人情報について、被保険者、受給者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずる」旨の責務を定める。

3. 施行期日 公布の日から施行する。

年金記録確認第三者委員会と基本方針について

1. 第三者委員会の設置

- 社会保険庁の管理する年金記録に対する国民の不信が高まったことを受け、その信頼を回復するため、政府・与党一体となって、包括的かつ徹底的な対応を行うこととされた。
- この中で、年金記録問題の一類型である「保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録がないケース」については、総務省に「年金記録確認第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置し、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断することとされた。

(注)「第三者委員会」の法律上の位置付けについては、総務省の権限である「各行政機関の業務等に関する苦情の申出についての必要なあっせん」に関する諮問機関として、総務省組織令に基づき設置されたもの。

2. 「基本方針」

- 第三者委員会が個別のあっせん案を作成するに先立ち、7月10日、総務大臣は「年金記録の申し立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（7月10日決定。以下「基本方針」という。）を取りまとめた。
- 第三者委員会によるあっせん案作成は、国民年金に関する事案も厚生年金に関する事案も対象とするが、厚生年金の申立人が事業主に保険料を納付しているが事業主が社会保険庁に手続をしていない事案については、現行制度におけるあっせんに限界があることから、「政府における対応を待って検討」とされている。

(注1) 基本方針「第4 その他」－抜粋－

- 1) 厚生年金において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、社会保険庁の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、政府における対応を待って検討する。

(注2) 事業主の保険料納付と保険給付との関係については、

【原則】時効により保険料を徴収できない期間については、保険給付を行わない(厚生年金保険法第75条本文)

【例外】被保険者の資格取得の届出等があった後に、時効により保険料を徴収できなくなった期間については、保険給付を行う(同条ただし書)

こととされている。